

と国民年金法附則第3条で特例を規定したからです。
老齢や退職事由の年金を受け取ることが出来る方は国民年金の2号被保険者
でなくなるのですから、その方の配偶者は3号の資格が無くなってしまいます。

該当される元3号の方は、1号の届けをして、ご自分で60歳まで保険料の納付を
しなければ、それまでの期間が未納となってしまいますので注意が必要です。

65歳以降でも加入期間が短くて老齢や退職を事由とする年金を受け取る権利
がない方の場合は国民年金2号被保険者資格が継続していますので、
配偶者は3号の資格のまま。
ご自分で保険料を支払う必要はありません。

●健康保険は大丈夫

では、健康保険の被扶養者の資格はどうなるか。
65歳以上で年金の受給権があり、厚生年金に加入されている方の
配偶者であっても被扶養者の資格は継続することになります。

●西尾のアドバイス

現在、民主党政府、長妻厚生大臣の下で、年金制度改革が
論議されています。
将来的に、国民年金保険料の納付がなくても、一律7万円の基礎年金を
給付する等の案が、新聞を賑わしています。

でも、まだ決まったわけではありません。
どのような状況になるにせよ、直接税なのか、間接税なのかわかりませんが、
政府は、国民に応分の負担を求めてくるのは自明の理だと思えます。

★トピックス ～健保の保険料率と給付率～

現在、協会けんぽの健康保険料率全国平均は、8.2%ですが、
経済状況の悪化に伴う保険料収入の減少等により、
来年の保険料率を9.9%に引き上げることを全国保険協会が試算していること、
並びに傷病手当金、出産手当の上限額の引き下げ(現行上限額81万円)を
傷病手当金については21万円、出産手当については16万円とする案が
検討されているということです。
運営委員会では具体的な上限額は見送られましたが、
上限額の引き下げについては了承されたとのこと。
また、受給資格についても検討されることになるようです。

~~~~~編集後記~~~~~

今年は、とても暖かい11月でした。

そして、今年は大きな台風もなく、過ごしやすい
秋だったせいか、通勤路の桜の木の葉が、10月過ぎまで
傷みもなく青々としていました。

そして、この11月末、一本の木なのに、木の葉が
赤や黄色、そして緑のままの葉もあって
とてもきれいで、小さな幸せを感じました。

~~~~~

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\*このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---